


開催・平成30年 7月11日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市介護保険規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>介護保険法が一部改正され、平成30年8月1日から、新たな給付割合として7割（利用者負担割合3割）が追加されることとなったため、東大和市介護保険規則に定める特例居宅介護サービス費等の給付割合においても同様の割合を追加するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 特例居宅介護サービス費等の給付割合に、所得の額が政令で定める一定の額以上の場合には「100分の70」とする旨の規定を追加する。（第4条の2第2項）</p> <p>イ 特例介護予防サービス費等の給付割合についてもアと同様の規定を追加する。（第4条の2第4項）</p> <p>ウ 見出しを含む条文及び様式において所要の文言整理をする。</p> <p>(2) 施行日 平成30年8月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 介護保険法に基づく介護サービス等の介護給付事務を適正に行うことができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 規則の案文については、文書課において審査済み。				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。